

小城市告示第71号

小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から小城市に移住して就業又はテレワークによる業務の継続又は起業した者に移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することについて、小城市地方創生支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 他の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者が小城市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 移住 転入し、生活の本拠を小城市に移すことをいう。
- (3) 定住 転入し、5年以上、継続して居住することをいう。
- (4) 特別区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区をいう。
- (5) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

(移住等に関する要件)

第3条 市長は、実施要領に定める移住等に関する要件を満たす者の申請に基づき移住支援金を支給する。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯での移住の場合（小城市に転入する直前の住所において補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と同一の世帯に属し、かつ、申請日において申請者と同一

の世帯に属する者（第5条第4号において「移住に係る世帯員」という。）が存する場合をいう。）にあっては100万円、単身での移住の場合（世帯での移住の場合以外の場合をいう。）にあっては60万円とする。

（交付申請）

第5条 申請者は、移住支援金の申請をしようとするときは、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）その他の申請者が本人であることを明らかにする書類の写し
- （2） 現に就業している就業先の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2号）
- （3） 東京圏から特別区内の大学等へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者の場合は、卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
- （4） 小城市に転入する直前の住民票の除票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の4に規定する除票の写しをいい、世帯での移住の場合にあっては申請者と移住に係る世帯員とが同一の世帯に属していたことを確認できるものに限る。）
- （5） 実施要領第2の3①に基づく、特別区へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していたものにあっては、特別区で勤務していた法人等の就業証明書その他の当該法人等に在籍していたことを証する書類（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できるもの（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第6号に掲げる者にあっては、在勤地、在勤期間が確認できるもの）に限る。）
- （6） 実施要領第2の3①に基づく、特別区への通勤が個人事業主又は法人等の代表者であったものあっては、開業届出済証明書その他の特別区における在勤地を確認することができる書類及び個人事業

等の納税証明書その他の特別区における在勤期間を確認できる書類
(7) 申請者の預金通帳、キャッシュカードその他の移住支援金の振込先口座を確認できる書類の写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金の交付を決定し、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、予算上の都合その他の理由により移住支援金の不交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、不交付とする理由を明らかにしなければならない。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金は、前条第1項の規定により交付決定した額の全額を一括で交付するものとする。

2 前条第1項の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、前項の規定により移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(起業支援金の交付対象者についての適用)

第8条 申請日から遡って1年の間に起業支援金（佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6の1に規定する起業支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を受けた者についての第5条の規定の適用については、第5条第2号中「現に就業している就業先の就業証明書（様式第2号）」とあるのは「起業支援金の交付決定通知書」とする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 受給者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出し、交付決定通知書の再交付を申請することができる。

2 市長は、移住支援金交付決定通知書再交付願を受理した場合に、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該受給者に移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、小城市地方創生移住支援事業が適切に実施されたか等を確認するため必要があると認めるときは、受給者に対し、小城市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）したとき。
- (3) 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。ただし、テレワークの要件に該当し移住支援金の交付を受けた者については、この限りでない。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 前条の規定による報告及び立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。

(交付金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に移住支援金を交付しているときは、期限を付して、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求するものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 移住支援金の全額
- (2) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の全額
- (3) 前条第2号に該当する場合であって、受給者が移住支援金の申

請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき 移住支援金の半額

(4) 前条第3号に該当する場合 移住支援金の全額

(5) 前条第4号に該当する場合 移住支援金の全額

(6) 前条第5号又は第6号に該当する場合 市長が返還の必要があると認める額

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。